

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷十二第

行發日一月五年四十四正大

## 論叢

- 失業者統計概説……………法學博士 財部 靜治  
 課税と時の元素……………法學博士 神戸 正雄  
 我國近世の土地問題……………經濟學博士 木庄榮治郎  
 御家人の特質……………文學博士 三浦 周行

## 說苑

- 朝鮮の雜種農業……………法學博士 河田 嗣郎  
 保險の本質に就て……………法學士 小島昌太郎  
アダム・スミスに於ける 勞働價值法則の妥當性に就て……………經濟學士 森 耕二郎  
 マルクスの絶對地代に就て……………經濟學士 八木芳之助

## 雜錄

- 金利に關する一研究……………經濟學士 蜷川 虎三

## 法令

輸出組合法・重要輸出品工業組合法・染料製造獎勵ニ關スル法律・外國人土地法・預金部預金法・大藏省預金部特別會計法・大藏省預金部特別會計規則・預金部資金運用規則・日本銀行ノ手形割引ニ因ル損失ノ補償ニ關スル法律・教育改善及農村振興基金特別會計法

## 御家人の特質 (三・完)

### 三 浦 周 行

四 臨時の兵役 京都大番及び鎌倉大番は並びに、定時の兵役なり。此他猶ほ臨時の性質を有する兵役なかりしにあらず。幕府は其戰時と平時とを問はずして、必要を生せし場合は何時にても御家人を召集すべく、御家人は又これに應じて絶對に其節制を受けざるを得ざりしなり。文治五年頼朝が泰衡を追討せし時は、兵を鎌倉に集むること一千餘人、武藏・下野の兩國の御家人は進軍の順路に參會せしめたり。(吾妻鏡文治五年六月廿七日)然るに安藝國の御家人葉山宗頼は伊澤五郎の徵募に應じて從軍せんが爲め兵を率ゐて東上の途、駿河國蘆科河の邊に至りて、頼朝の既に進發せるを聞き、急に兵を班して歸國したりしかば、頼朝は凱旋後、侍所々司梶原景時の議を用ゐて、其所領を沒收せり。(吾妻鏡文治五年十月十八日)同年泰衡の郎從大河兼任の兵を起し、時は、上野・信濃の御家人を始め近國の御家人にして、奥州に所領を有するものは速に出征すべしことを命せり。

平時にありても、京都に於ては、建久四年九月に、幕府は藤原能保の議に依りて佐々木經高・

同盛綱・後藤基清に命じ、畿内近國の御家人をして後白河法皇の皇女宣陽門院の御所に宿直せしめ、群盜等の侵入に備へしめしことあり。(吾妻鏡)鎌倉に於ても鶴岡八幡宮・同宮寺・勝長壽院・永福寺の如き、幕府祈願の寺社の宿直あり。文治四年十月幕府は鶴岡の馬場の邊に警固舎を作れり。これ御家人をして此に宿衛して、宮寺の非常を警めさせんが爲めなりき。(同書)建久五年九月十一日幕府、永福寺に新造せる堂の宿直人の結番を定めしことあり。當時御家人に對する一種の科息として、其宿衛を命せしことあり。同年八月、頼朝が波多野義景と岡崎義實との訴訟を親裁して、義實を不當となし、百箇日間鶴岡及び勝長壽院の宿直を命せしは其一例として見るべし。(後義實は盜賊逮捕の功に依りて此役を免除せられたり)

其他將軍の出行に扈從し警衛するも亦御家人の義務なり。即ち將軍の上京し、若しくは狩獵に赴くが如き場合、御家人をして其行に隨はしめたり。建久四年頼朝の富士野に狩せし時、扈從の中にありたる常陸國久慈郡の御家人が、曾我祐成兄弟の夜襲に恐れて逃竄せしかば、頼朝は其所領を沒收せしことあり。これ固より其怯臆を責めしにも依るべしと雖ども、又彼等が任務を忘れ、許可を得ずして、自由の行動を取りしに依らずんばあらず。御臺所祇侯の諸大夫侍亦これに准せしは、吾妻鏡承元三年十二月一日條に見えしところなり。

又將軍の出行後、鎌倉の警衛に當らしむべき兵士を、御家人に課せしことあり。建久元年頼朝

の初度上京の時には、御家人の近國に所領を有せるものに向つてこれを課せり。北條時政の伊豆國寺宮莊以下二十餘箇所の所領より徵發したりしは其一例なり。(吾妻鏡建久元年九月二十一日)

當時勅使・院使を始め貴紳・高僧等の鎌倉に至るものある時は、幕府は御家人をしてこれを送迎せしめ、又其往復の順路に當れる御家人をして、護衛の爲めに兵士を出ださしめたり。これを稱して宿次の兵士といへり。これ下に説くべき宿驛雜事の一部をなすものなり。

五 其他の公事 以上列擧せるもの、外、租稅徭役に相當するもの亦少しとせず。これより其重なるものにつきて略述するところあらん。

朝廷が國庫の匱乏を告げしより、恒例臨時の儀式を擧げらるゝに、其収入は多く任官志望者の獻金なる成功に待たれたり。成功には功國と官功との二種あり。前者は關國即ち國司を闕く國を懸けて成功を募るか、現任國司の重任若しくは延任を以て成功を募るか、何れの方法に依るとも、成功を國司に待つものなり。後者は自餘の僧俗の官を以て成功を募るものにして、即ち任官の功なり。當時の記録に功とあるは概ね後者を指せるなり。此成功を募るを召付くといひ、成功に依りて上納する用途、即ち經費を召物といへり。然るに朝廷成功の募ありても、これに應ずるものなくして、公事行はれざりしことあり。縦ひこれに應ずるものありとも、往々任官の目的を

達しながら、猶召物の納付を怠れるものあり。これを督促するも納付せざるものに向つては、檢非違使の使に付して徵集せしむるを例とせり。

賴朝は其知行國九箇國に及びたりしが、平氏の平定以來、自ら進んで内裏・仙洞の修造を始められんことを請ふと共に、其經費を自己の知行國の所課とせられんことを申出でたり。是に於て朝廷は文治二年の閑院修造を始めとして、引續き六條殿・鳥羽殿・大内・法住寺殿の工事を起し、其成功に依るもの、外、造營所課の諸國を定めて、各工事の一部を分擔せしめ、皆其工を竣れり。當時諸國は莊園蔓衍して、國領を侵蝕し、國衙の收入益々減少を來たしつゝ、ありしを以て、所課の國も豫期の功を擧げ難かりしなり。然るに賴朝は命を受くる毎に、喜んでこれを奉じ、みづから其大部分を負擔し、成績も亦他に卓越せり。これ彼れが中原廣元・同親能の如き適材を京都に派して親しく工事を監督せしめたるを、其御家人に負擔を分ち、一族御家人の共役に就けるものをも督勵して、敢て怠ること勿らしめしに依るなり。故に賴朝を始め其事に當れる御家人は、工事の竣功と共に叡感を蒙らざるものなかりしなり。而かも彼れの所課の最も多大なりし大内修造の如き大工事すら、行賞の御沙汰に接しては固辭して受けざりき。而して文治三年閑院修造の時には、其賞を辭せるも、同工事と初齋宮群行料の成功とに依りて、知行國の重任を請ひ、相模・武藏兩國主任の勅裁を得たり。

文治二年頼朝は又神社佛寺の兵亂の爲め、頽廢せるもの多きを以て、これを修造せんことを奏請せしに、朝廷又これを嘉納せられ、同年二月、新任受領の功を以て修造すべきの院宣を下され、六月吉田經房を諸社諸寺修造奉行として、専ら當該事務を管掌せしむることせり。これより神社にありては神宮・住吉社等、寺院にありては東大寺・東寺・善光寺等の從來既に工事中にあるもの、若しくは新に工事に着手せしもの等、頓に活氣を帯び來れり。是等の中には、神宮役夫工米料の如き、神社・寺院・諸宮・諸司・權門領等にも偏く賦課すべきものあり。此くの如きものに向つては、地頭御家人も亦其所領の莊園につきて、直接に納税の義務ありしかど、朝廷は便宜上、幕府をして其怠納者を督責催進せしむることせられたり。蓋し地頭御家人は往々武威を假りて納税を拒むもの少らざりしを以てなり。(太宰管内志所收宇佐略記建久三年九月十八日幕府政所下文)又是等の人々の中には、東大寺の周防・備前、東寺の播磨の如き、造寺料國として各寺院の勸進上人に國務を管理せしめしものもこれありしかど、其大工事に要する經費の多額に上りて、到底限りある朝廷の保護にのみ依頼すべきにあらざりしより、更に幕府の保護を求めたるもの多かりしが、頼朝はこれに向つても、自ら巨資を捐て、其工事を助くると共に、其御家人に向つても、造營に要する物資若しくは用途を送らしめ、又は工事の一部を負擔せしめたり。東大寺の供養の用途の如きも、頼朝は諸國の守護をして國中に勸進せしめたり。(吾妻鏡建久五年五月

廿九日)而して是等の用途は、其性質上寄附に屬するものなりしにも拘らず、動もすればこれを強制せんとせり。造東大寺の勸進上人たる俊乗坊重源の如き、幕府の諸國に勸進せんことを請ふに當り、「衆庶縱無結縁志、定奉加順御權威重歟」の語あり。此くの如きは寧ろ彼等の望むところなりしならん。文治三年七月二十八日、賴朝が善光寺造營に於ける人夫の奉加を、信濃國御家人に達せし奉書の如き、所領を有するもの、悉く奉加をなさんことを勧め、「このたび不奉加之人は、所知をしらざりけりとおぼしめさんするに候」といはしむるに至れり。又建久五年賴朝が御家人をして東大寺佛像製作の工を助けしめし時にも、公事に隨ふの思を以て、速かに功をなさんことを奨諭せり。故に是等は名は助成といひ、奉加といふども、殆んど一般公事に准すべきものなりしなり。正嘉元年幕府が鎌倉大慈寺供養の布施を御家人に課せしが如き亦然らん。

其他行幸(朝親行幸兩社行幸の如き)御幸(御態野詣の如き)御灌頂・初齋宮・群行の如き、朝廷の命幕府に下る時は、賴朝は旨を奉じて或は其知行國に課し、或は御家人に分擔せしむるを例せり。

此くの如きは獨り朝廷の公事のみならず、武家の公事に於ても亦然りしなり。弘長三年將軍宗尊親王の上京につきて、幕府は畿内及び西國の御家人に十月以前、進物所以下の用途を京都に進濟せんことを令したり。又建久二年六月藤原能保の女が賴朝の媒介に依りて九條兼實の子良種と

婚するに當り、女子の裝束は政子より、女子の伴ふべき女房及び侍の裝束等は頼朝より贈るべきを、更に其家人中に賦課したるが如きは其一例なり。

御家人は又一般公事に於けるが如く、租税の外徭役をも提供せしめられたり。驛家雜事の如其一なり。幕府の創設以來、京・鎌倉間の使節の往來頻繁なりし爲め、文治元年十一月二十九日、頼朝は驛路の制を定めたり。これに據れば、伊豆・駿河より以西近江國に至る間は、公務を以て上京する使節の往來には、權門の莊園たるを否とを問はずして、到るところの傳馬に乗り、食糧を取ることを許すものなり。(吾妻鏡)而して其後も幕府は交通に便せんが爲めに、守護に命じて新驛を設けしめしことあり。而して是等の驛路に所領を有せるものは、傳馬食糧を供給すべかりしのみならず、又運搬の事に従ふべき人夫をも供辨すべかりしなり。これを稱して送夫といへり。こは獨り幕府の使節に對してのみならず、幕府の貴賓名僧の如き身分ある僧俗の往復に對しても、亦所在の御家人に向つて送迎せしめ、又人夫を出し、傳馬を課せり。(吾妻鏡)建久五年十二月十五日)建久六年頼朝の上京中、四天王寺に詣でんとして鳥羽より乗船せし時、御家人に正夫を課して船を曳かしたりしも、亦人夫役の一例なり。

如上の公事は人に對して課するあり、所領に對して課するあり、又地方を限りて課するあり、一時的のものあり、永久的のものあり、其性質の複雑なりし丈其種類もおのづから繁多なるを免

れざりき。且つ課役の性質上、公武の別明瞭を闕くものあり。京都大番の如きは當然公家役の性質を有するものなるも、幕府はこれを御家人役の主位に置けり。而して頼朝は御家人の租税を意納せしもの、處分を朝廷に委し置き乍ら、(吾妻鏡建久元年六月二十九日)其明らかに公家役に屬するものなりとも、御家人にしてこれに應ずるを拒めるものに向つては、往々幕府の制裁を以てこれに擬せることあり。建久三年九月十八日の政所下文に於て、鎮西御家人の宇佐宮造營の課役を勤仕せざるものに向つて、他境に追放せんといへるが如し。此點に於て朝廷の公事は即ち事實上幕府の公事たるの觀をなすものなり。又公武を通じて臨時の公事は恒例のそれよりも多く、且つ殆ど無制限なり。斯くては御家人たるもの、非御家人に比して種々の特權を賦與せられつゝありしとはいへ、一見殆ど其負擔の苛重に堪へざるの思をなさしむ。況んや御家人はこれを其所領の百姓に轉嫁すべきを以て彼等の疲弊を來たすべきに於てをや。然れども又一方より觀察すれば、無制限中おのづから多少の制限の存するものありて、幕府としては全く税源涵養の途を講せざりしにあらず。頼朝の如きも、屢命を承け、若しくは勸進上人の請に依りて、御家人に強制的寄附を爲さしめしことあるも、又往々これを拒絶せしことなきにあらず。文治四年(二月十七日、四月十二日)朝廷東大寺の用材を諸國の莊公に課するよりも、御家人中の大名に課するの速に其功を爲すべきを思つて院宣を幕府に賜ひしが、頼朝は御家人の善縁に越くもの少かるべしと稱

してこれを辭せしことあり。建久六年頼朝の第二回上京の日、一日(五月二十日)四天王寺に詣でんさせしに、藤原能保沿道の莊園に向つて路次雜事を賦課せんとせしかば、頼朝は靈場の參詣につきて、人民を煩すは佛意にも乖るべしとなし、能保に告げて其課税を中止せしめしのみならず、陸行の豫定を改めて鳥羽より乗船し、且つ能保との同行を拒めり。(吾妻鏡五月十八日、二十日)此一事、彼れの課税の精神が、決して無謀の收斂にあらざりしを徴するに足らん。是を以て建久二年の如き、鶴岡八幡宮・幕府皆火災の爲めに焼失し、幕府はこれが造營に多くの經費を要したりしのみならず、京都に於ても亦院御所たる法住寺殿の修造の事に當りしかど、吾妻鏡(建久二年十二月二十九日)には「云是云彼、不費民戸、而令成大功等給之條、人莫不感申之矣」とありて、多く人民を煩さざりしが如きは、其理財の宜しきを得たるを見るべし。

御家人が其御家人役を所領の百姓に轉嫁するに當りても、幕府は、例せば大番役につきては、段別錢三百文、五町別に官駄一疋、人夫二人に限るが如き、(文應元年十二月二十五日)將軍の上京につきては段別に百文、五町別に官駄一疋、夫二人(畠は二町を以て田の一町に准せしむ)に限るが如き(弘長三年六月二十三日)一定の制限を設けて、それ以上に超過するを許さざりしなり。正嘉二年二月將軍宗尊親王明年上京せらるべきを以て、幕府は豫めこれを諸國の御家人に告知したりしが、三月更に諸國の守護に向つて、此役に依りて土民の逃散を來たさしめざらんことを警

告せり、これ將軍の上京に關する御家人の課役を土民に轉嫁するを戒めたるものに外ならず。

これを要するに、御家人役の、すべてに通じて、課役の方針は所領即ち田數の多少に依りて賦課するにあり。(多少の除外例はあるも)鶴岡上下宮の常燈油を大名の巡役として毎月供進せしむること、せるは、(建久六年八月)御家人中の所領に富めるもの即ち大名の負擔なり。而してこは獨り租税に於てのみにあらず、人夫役の如きも亦これに依るを原則としたりしなり。此方法に従へば、所領の多寡に依り、一人にして一年の間數回の徵發に應ずるものもあれば、又全くこれを免るゝものもありて、課役の公平を闕くことゝなるべし。故に造東大寺の勸進上人たる重源は嘗て此制度の人民を苦めて公益なきことを指摘して、造東大寺用材の運搬に要する人夫は、國中の公田莊園の在家を調査し、五戸若しくは十戸に一人づゝ適宜に徵發せんと建議せしことあり、(玉葉文治三年十月三日)これ即ち所謂在家役なり。これに據れば彼田數に依りて賦課するものよりも比較的簡單にして且つ公平なることを得べきのみならず、直に所要の員數を充たすことをも得べし。然れどもこはもとより當時一般に採用せられし方法にてはあらざりしなり。

御家人の特質としては、更に其所領の知行制度と家族制度とを闡明するの要あるも、夫等は余の曩に本誌に掲載せる『鎌倉時代の土地制度』及び『鎌倉時代の家族制度』の二編に考駁したれば、これに譲りてこゝに筆を擱く。(完)